

## 大分大学医学部附属病院臓器移植委員会内規

平成24年10月24日制定

平成24年医学部附属病院内規第1-2号

### (趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会細則（平成24年医学部附属病院細則第1-4号）第9条第3項の規定により、臓器移植の適応疾患、移植時期及び候補者選択順位等を決定するために設置する大分大学医学部附属病院臓器移植委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 臓器移植を希望する患者の臓器移植ネットワークへの登録の適否の判定
- (2) 臓器移植を希望する患者の移植適応の有無の判定
- (3) その他各臓器の移植に関する専門的事項に関すること。

2 委員会は、臓器移植が行われようとする場合において、当該審議結果を、大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会に報告しなければならない。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 心臓血管外科，呼吸器外科，消化器外科，腎臓外科・泌尿器科及び眼科の各科長
- (2) 高度救命救急センター長
- (3) 手術部長
- (4) 看護部長
- (5) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第5号の委員は、病院長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(臓器別委員会)

第9条 委員会は、臓器移植に関する専門的事項を審議するため、必要に応じて臓器別に委員会を置くことができる。

2 前項の臓器別委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成24年10月24日から施行する。

2 第3条第1項第5号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成25年医学部附属病院内規第1-2号)

この内規は、平成25年3月27日から施行する。

附 則 (平成25年医学部附属病院内規第1-4号)

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部附属病院内規第1-4号)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。